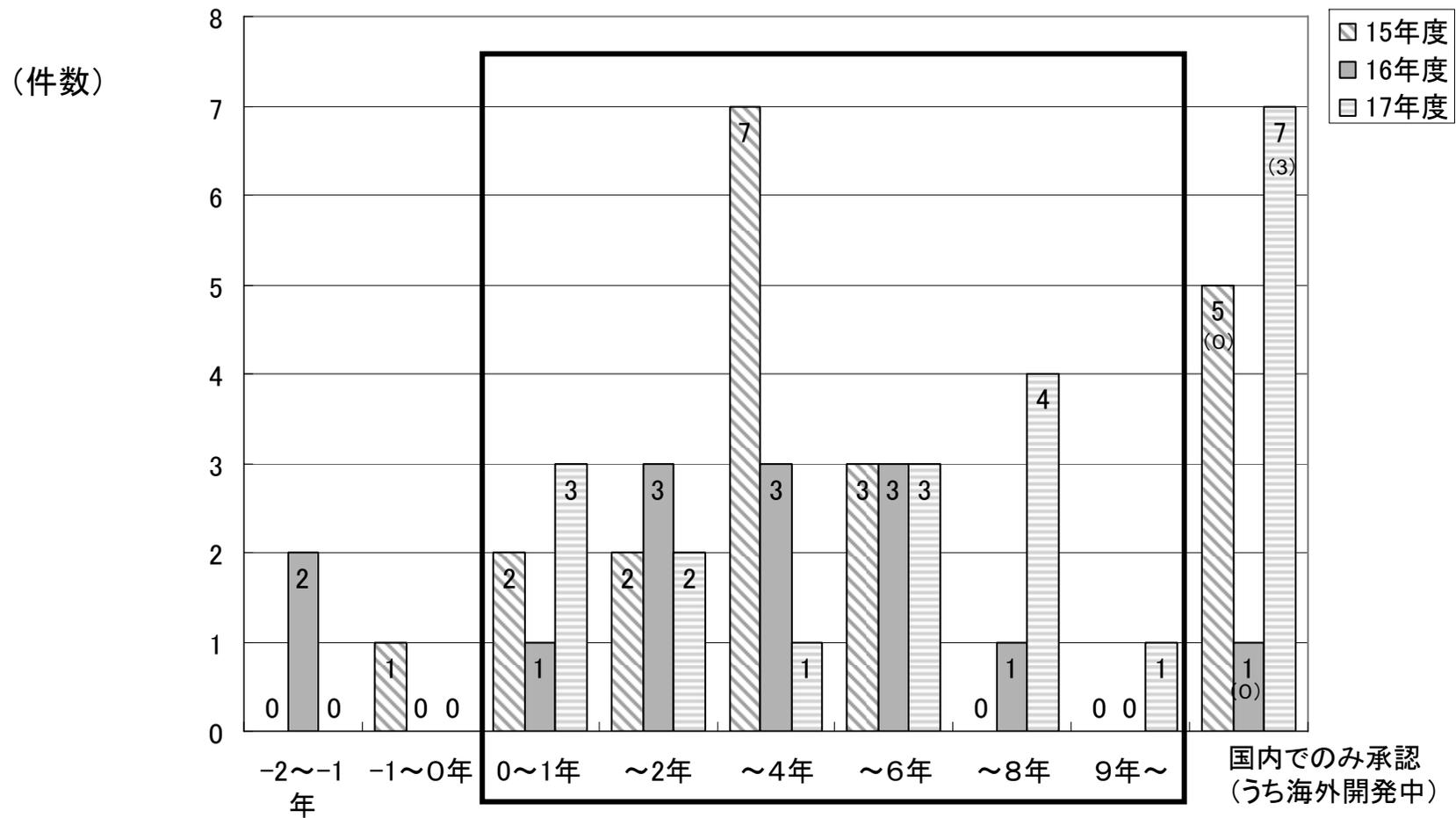


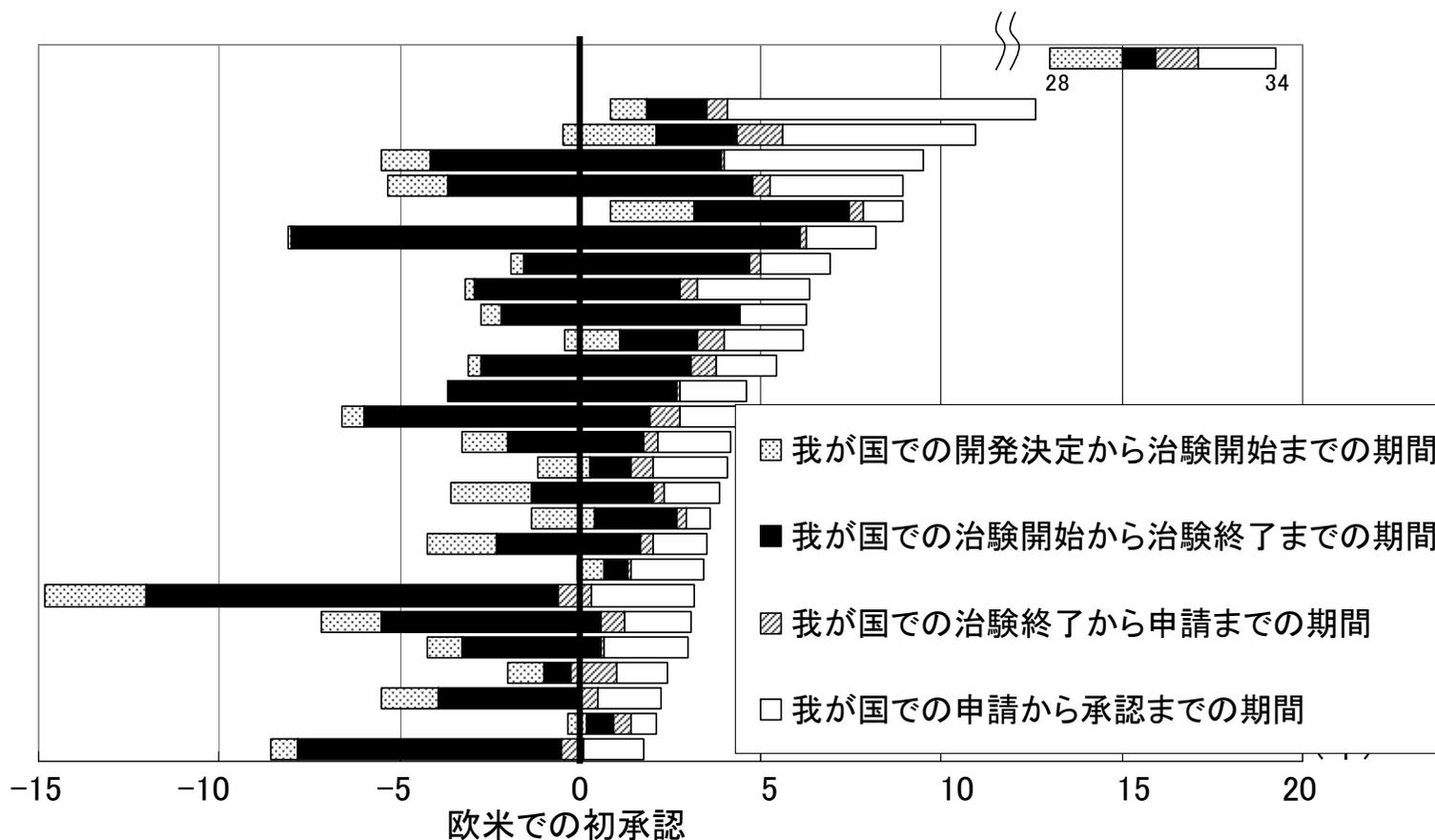
(第1回検討会の資料3のP.22)

欧米で初めて承認されてから我が国で申請されるまでの期間

我が国で承認し、かつ海外でも承認されているもの42品目(過去3年間の新有効成分にかかるもの)のうち、39品目(約93%)については、海外で承認された時点で我が国では申請すらなされていない。



平成15年度から平成17年度までの3年間に我が国で承認された新有効成分(42品目)のうち、海外で承認された時点で我が国で承認申請されていなかったものの所要期間



※1 標記品目を取り扱う製薬企業に対し個別にアンケート調査を行った結果による
 ※2 標記に該当する39品目のうち、回答のあった27品目について記載